



新潟北

土地改良区だより

第8号 令和4年6月発行

新潟北土地改良区

新潟市北区新井郷505番地

TEL (025) 387-2452

FAX(025) 387-2746

E-mail : niigatakitadokai

@sage.ocn.ne.jp

http : //niigatakitadokai.com/



< 早通排水路付近 >

土地改良区の組織・運営状況

※令和4年4月1日現在

賦課 地積	田 畑	4,057 ha 165 ha	組合 員数	3,807人	総代 定数	60人	理事 定数	13人	監事 定数	3人
----------	--------	--------------------	----------	--------	----------	-----	----------	-----	----------	----

補助 機関	名 称		人員	職 員	事 務 長 兼 総 務 課 長 1人			現場補助員	
	報酬等審議委員会		7人		総 務 課		工 務 課	県営用水管理人	
	用水調整委員会		23人		庶務係 3人 会計係 4人 専門員 2人 臨時職員 3人		工務課長 1人 工事係 4人 土地係 1人 施設管理専門員 1人	8人	
	維持管理委員会		195人					揚排水機取扱者 101人	

施設 の 状 況	用水路	1426路線	延長 466km	☆ 本地域の主なかんがい用水源は、一級河川阿賀野川水系阿賀野川、新井郷川、新発田川、福島潟放水路、太田川、二級河川加治川水系加治川と万十郎川より取水しています。 ★ 本地域の排水系統は、一級河川阿賀野川水系新井郷川、新発田川、駒林川、大通川、福島潟放水路区域と一級河川阿賀野川水系阿賀野川（本流）区域に区分されます。
	排水路	1601路線	延長 519km	
	揚水機場	123箇所		
	排水機場	35箇所		
	農道	1201路線	延長 421km	

理事長 あいさつ



理事長 加藤 豊

「土地改良区だより」発行にあたり一言ご挨拶申し上げます。
田植えもほぼ終わり、青田が一面に広がる季節を迎えました。組合員の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より土地改良区の運営につきまして、特段なるご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今から4年前、3つの土地改良区が合併して新潟北土地改良区が設立されました。そして、今年は任期満了に伴う総代総選挙と役員総選挙が執行され、4月より新たな体制を発足いたしました。

私は、再び理事長として就任し、あらためて責任の重さを痛感すると共に身の引き締まる思いであります。元より浅学非才の身ですが精一杯務めさせていただきますので、組合員の皆様におかれましても、尚一層

のご指導・ご協力をお願い申し上げます。

昨年の農業情勢ですが、米の作況がやや不良となり価格が大幅に下落したため、我々農家は大きなダメージを受け、今までにない大変厳しい年でありました。

この要因として、異常気象が米の生育に影響を与えたことや、コロナ禍による社会経済の不況が続く消費活動が減退するなどいろいろとありました。

しかしながら、本年は苦難を乗り越えて良い年になるだろうと祈っておりました最中に、ロシアがウクライナへ侵略を開始したという衝撃的なニュースが飛び込んできました。3ヶ月以上経過した現在でも事態は治まらず、世界中の経済に影響が出てきています。

農業関係だけで着目すると、農業資材では肥料・飼料とも原料の国際相場が高騰して価格の上昇が避けられない情勢であります。また、ロシアはアルミ地金の世界有数の産出国であるため、アルミ製品が流通不足となりつつあります。そのほかにも石油製品の生産資材や、小麦を始めとした輸入穀物も高止まりしているため、幅広い食品価格にあらわれております。

さらに、国連などの国際機関は、頻発する異常気象による深刻な食糧危機に懸念を示しているため、各国とも食料自給の重要性を再認識し、早急に対策を講じるべきと指摘しています。しかし、我が国の食料自給率は、3分の2は外国からの輸入に頼っており、先進国のなかでは極端に低い国となっております。今後は、この自給率向上を農政の柱に据えて本気になって取り組み、輸入に頼らない体制を築くことが、世界の食糧需給や日本の食糧安全保障の観点から見ても、ますます重要になってきます。

そして、その生産基盤である農業水利施設は、国民への食糧供給、国土保全や多面的機能の維持を支える重要なインフラです。長い時を経て老朽化する施設の維持・更新をどう進めるのか、今後も関係機関のご指導・ご援助をいただきながら土地改良事業に取り組んで参りたいと考えています。

《 現在の事務所建物について 》

事務所建物の老朽化問題について、一言触れておきたいと思います。

現事務所は、昭和54年（1979年）に建設してから築40数年が経過し老朽化が進んでおります。これまで修繕を繰り返しながら対応しておりましたが、数年前からは頻繁に外壁の破片がはがれ落ち、また排水管の悪臭やガス漏れなど不安を抱えながら業務にあたっておりました。

また、雨天時には雨水が天井や壁に浸透する場所もあり、一昨年的大雨では漏水が原因と思われる漏電が発生し、一部業務に支障が出ました。

そのことを受けて、今後の事務所の維持管理についてさまざまな方法を検討し、広報誌・総代会・各会議等でお知らせしてきたことはご存じかと思えます。そこで、前任の役員会において検討した結果、事務所を新築することが望ましいとの結論に達しましたので、この3月の総代会において提案申しあげたところ、残念ながら総代の皆様のご賛同をいただくことが出来ず否決されました。これは私の不徳の致すところであり、恥じ入るばかりです。いずれにせよ、この問題をこのまま放置しておくことは出来ません。とても重要な案件ですので、今後どのような方向に進めたら良いのか、今模索しているところであります。

最後に、これからも組合員の皆様にはさまざまなことにご理解をいただきながら、土地改良区の事業運営に役職員一同努めて参りますので、ご支援とご協力をお願い申し上げ挨拶とさせていただきます。
(令和4年5月)

第5回通常総代会を開催

日時:令和4年3月12日(土) 午後1時30分

新潟市北区文化会館ホールにおいて、令和4年度の予算及び事業計画を中心とした第5回通常総代会が開催され、新総代による定数3分の2以上の出席をいただきました。

議事は議長に選任された 丸山 英一 総代(新鼻)の進行により各議案を慎重審議した結果、第9号議案の一部を除き賛成多数で可決されました。

組合員の負担を少しでも軽減すべく、各種補助事業の推進と情報公開に努め、適正な運営を行うことを確認した総代会となりました。

現在総数 60名	定 数 60名
出 席 者 56名	欠 席 者 4名



議長 丸山 英一 総代

- | | |
|--------|---|
| 第1号議案 | 専決処分の報告並びに承認について |
| 報告第1号 | 令和3年度中間監査報告について |
| 第2号議案 | 土地改良区基本財産の処分について |
| 第3号議案 | 令和4年度新規団体営基幹水利施設ストックマネジメント事業の実施議決について |
| 第4号議案 | 令和4年度新規団体営地域農業水利施設ストックマネジメント事業(機能保全計画)の実施議決について |
| 第5号議案 | 令和4年度新規団体営水利施設等保全高度化事業(施設計画策定)の実施議決について |
| 第6号議案 | 定款及び会計細則の一部変更議決について |
| 第7号議案 | 令和4年度事業計画について |
| 第8号議案 | 令和4年度新規土地改良施設維持管理適正化事業の実施議決について |
| 第9号議案 | 令和4年度一般会計収支予算議決について(一部否決) |
| 第10号議案 | 賦課金の賦課及び徴収方法等の議決について |
| 第11号議案 | 一時借入金の議決について |
| 第12号議案 | 歳計現金の預入先議決について |
| 第13号議案 | 積立金の繰替運用について |
| 第14号議案 | 役員報酬等の議決について |
| 第15号議案 | 令和4年度地区除外決済金に係る決済額について |
| 選挙第1号 | 役員総選挙について |



新 総 代 紹 介



総代総選挙管理者
金子 精一 理事

土地改良法改正後初の任期満了に伴う総代総選挙が、令和4年2月21日に執行されました。
各選挙区とも立候補者が定数となりましたので、選挙は行わず無投票で総代60名の当選が確定し、令和4年3月6日に就任いたしました。
今後4年間よろしくお願いいたします。

(令和4年3月6日就任・令和8年3月5日任期満了)

選挙区	総代氏名		集 落 名
第 1 選挙区	恩田 力一	再任	上大月
	相澤 利三	再任	岡新田
	石山 誠一		里飯野
	関 清人	再任	上堀田
	小黒 涉	再任	長場川東
	蒲木 均	再任	長場鷺津
	池田 俊一		大月
	近田 嘉展		大月
	佐藤 秀和	再任	内沼
	高橋 正明	再任	内沼
	斎藤圭一郎		内沼沖
	大澤 利久	再任	浦木
	阿部 清夫	再任	長戸
	川瀬 啓輔		竹の通
	星野 健介	再任	下土地亀
	和田 弥	再任	新井郷
	首藤 和雄		平林
	広瀬 正芳		十二
	小林 英樹	再任	十二
	山崎 俊文		灰塚
	星山 正一		長戸呂
	木村 高広	再任	大瀬柳
	古沼 忠男		大迎
	倉島 正春	再任	大久保
	原 三則	再任	太子堂
	山崎 剛		高森
	滝沢 武久		森下
	土田 健一		高森新田
	横山 次郎		兄弟堀
	小熊 正章	再任	新鼻
	丸山 英一	再任	新鼻
	丸山 浩則	再任	新鼻甲 1

選挙区	総代氏名		集 落 名
第 2 選挙区	安澤 勇治	再任	松影
	伊藤 信美		下黒山
	折笠 孝男	再任	棕
	小林 啓介	再任	中黒山
	笹川 芳樹		上黒山 2 区
	山田 賢一		城山
	小川 和寛		下樋之内
	菅原 和博		前新田
第 3 選挙区	佐藤 政己	再任	木崎
	渡邊 一英	再任	尾山
	小林 英之	再任	内島見上
	豊島 辰也		樋ノ入
	本間 松		下大谷内
	石田 洋一		鳥屋
	金川 憲一	再任	芋黒
	寺尾 清忠	再任	笹山
	木間 秀生	再任	浦ノ入
	宮澤 寛幸		横土居
	市島 哲雄		横井
	帆刈 勝彦		笠柳中
	野口 藤春	再任	下早通
	宇田 克洋		下早通
	清野 裕之	再任	須戸
	金井 均	再任	中松潟
	(有) 高儀農場 代表者 高橋治儀	再任	新崎築上山
	大島 庄次		濁川西
	山田 忠平	再任	濁川東
	皆川 晋		名目所

新 役 員 紹 介

任期満了に伴う役員総選挙が令和4年3月12日に執行され、各被選挙区とも候補者が定数となりましたので、選挙は行わず無投票での当選が確定し、令和4年4月1日に就任いたしました。

役員一同、組合員の皆様のために土地改良区の運営や事業の推進に取り組んでまいりますのでよろしくお願いいたします。

(令和4年4月1日就任・令和8年3月31日任期満了)



役員総選挙管理者
佐藤 政己 総代

職 名	氏 名	被 選 挙 区	集 落	期 数
理 事 長	加 藤 豊	第1被選挙区	嘉山	2期目
副理事長	金 子 精一	第2被選挙区	太田	2期目
第1理事	中 川 喜吉	第3被選挙区	新崎	2期目
第2理事	平 井 正廣	第1被選挙区	内沼	2期目
第3理事	相 馬 富男	第1被選挙区	山飯野	2期目
第4理事	山 田 進	第2被選挙区	太田	2期目
第5理事	伊 藤 和重	第1被選挙区	岡新田	2期目
第6理事	渡 邊 豊	第1被選挙区	長戸呂	2期目
第7理事	登 石 春雄	第1被選挙区	下土地亀	2期目
第8理事	熊 倉 守	第3被選挙区	樋ノ入	1期目
第9理事	小 柳 覚	第3被選挙区	横土居	1期目
第10理事	稲 村 賢	第1被選挙区	高森新田	1期目
第11理事	新 保 和正	第3被選挙区	鳥屋	1期目

<理事定数13名>

職 名	氏 名	被 選 挙 区	集 落	期 数
総括監事	曾 我 権次	第1被選挙区	浦木	2期目
第1監事	皆 川 芳衛	第3被選挙区	名目所	1期目
第2監事	五 十 嵐 勇	第2被選挙区	葛塚	1期目

<監事定数3名>

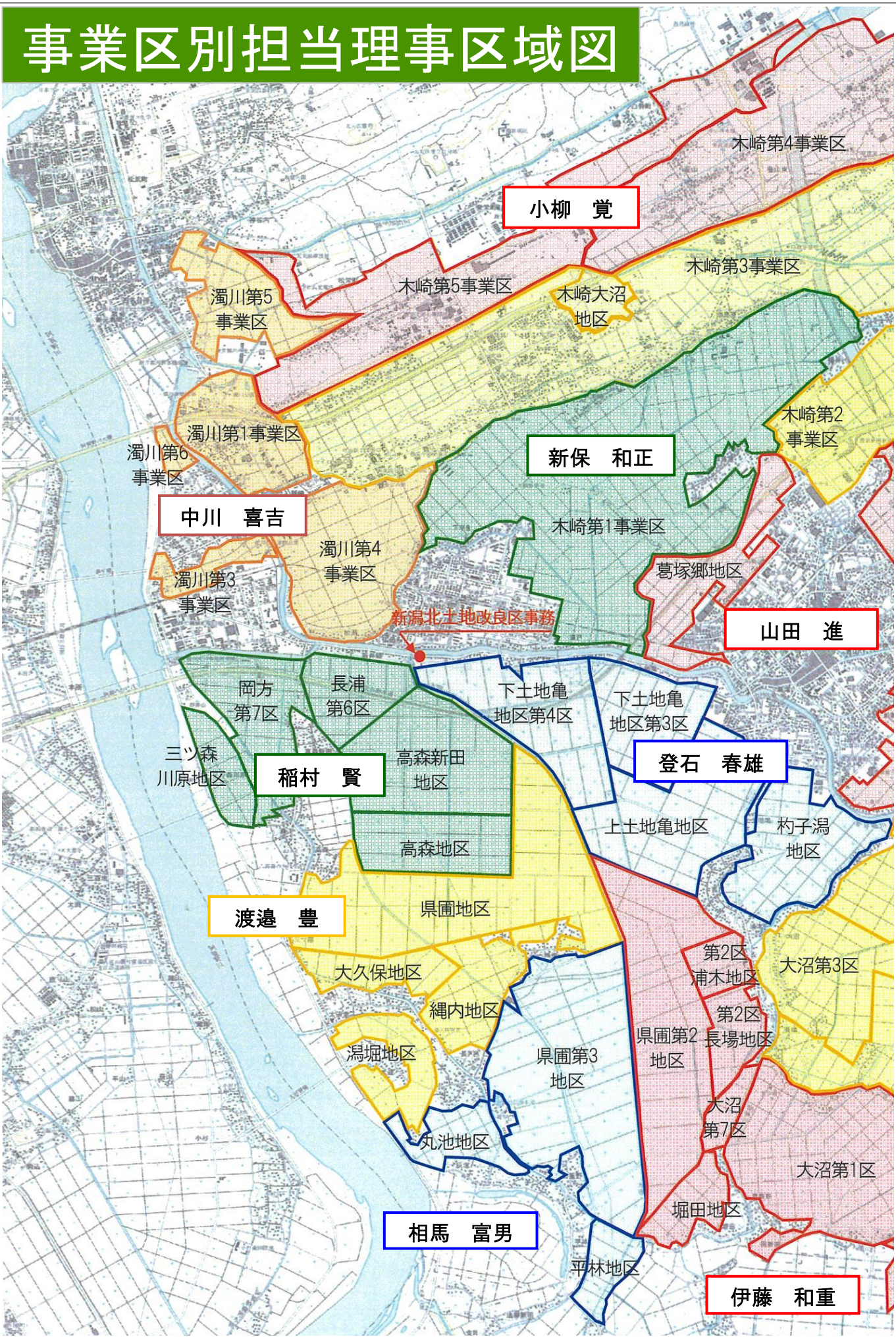
退 任 役 員 ～お疲れ様でした～

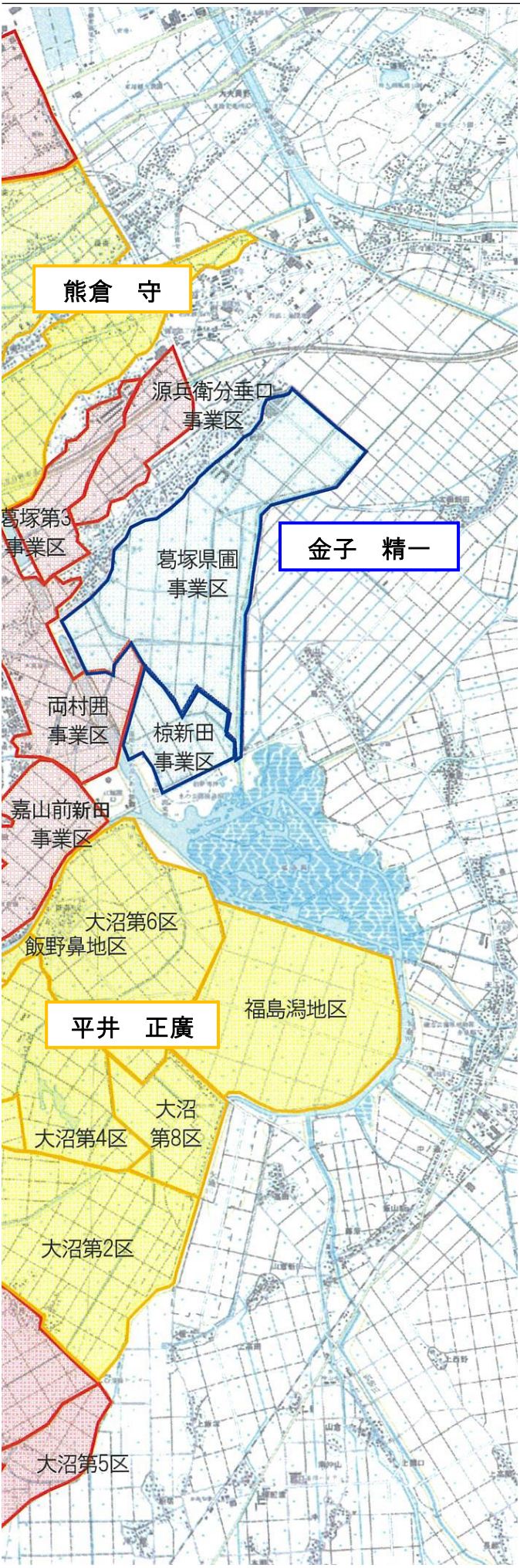
副 理 事 長	仲 川 信 吉	[第3被選挙区 笹山]
理 事	渡 邊 博 務	[第3被選挙区 鳥屋]
理 事	豊 島 平一郎	[第1被選挙区 高森新田]
理 事	帆 刈 勝 彦	[第3被選挙区 笠柳]
第 1 監 事	小 川 竹 男	[第2被選挙区 葛塚]
第 2 監 事	本 間 松	[第3被選挙区 下大谷内]



<平成30年4月1日就任・令和4年3月31日任期満了>

事業区別担当理事区域図





担当理事名		事業区名	田	畑
新保 和正 熊倉 守		木崎第1事業区	404.8	—
		木崎第2事業区	112.9	—
		木崎第3事業区	146.0	—
		木崎大沼地区	—	15.1
小柳 覚		木崎第4事業区	53.9	—
		木崎第5事業区	71.8	—
中川 喜吉		濁川第1事業区	21.4	12.8
		濁川第3事業区	6.8	11.3
		濁川第4事業区	108.7	19.8
		濁川第5事業区	58.6	5.2
		濁川第6事業区	1.5	4.2
金子 精一		葛塚県圃事業区	200.2	14.1
		棕新田事業区	41.7	—
山田 進		源兵衛分垂口事業区	20.7	—
		葛塚第3事業区	30.1	4.6
		両村圃事業区	70.0	4.7
		葛塚郷地区	49.4	2.7
		嘉山前新田事業区	65.3	2.4
登石 春雄		杓子潟地区	84.5	4.4
		上土地亀地区	135.2	0.4
		下土地亀地区 第3区	73.7	1.7
		下土地亀地区 第4区	95.6	6.2
稲村 賢		長浦第6区	40.8	3.8
		高森地区	72.4	—
		高森新田地区	117.7	4.9
		岡方第7区	61.5	2.4
		三ッ森川原地区	28.5	1.8
渡邊 豊		潟堀地区	34.1	2.6
		縄内地区	53.7	5.4
		大久保地区	33.4	—
		県圃地区	219.8	2.7
相馬 富男		平林地区	25.5	0.5
		県圃第3地区	224.4	2.4
		丸池地区	36.3	—
伊藤 和重		大沼第1区	179.4	11.4
		大沼第5区	38.4	0.6
		大沼第7区	14.5	0.1
		堀田地区	28.6	—
		県圃第2地区	180.1	1.4
		第2区長場	31.2	0.7
		第2区浦木	21.0	0.7
平井 正廣		大沼第2区	182.5	7.5
		大沼第3区	84.5	2.2
		大沼第4区	115.3	0.6
		飯野鼻地区	2.3	0.6
[加藤豊]		大沼第6区	145.3	2.4
		大沼第8区	48.2	0.1
		福島潟地区	170.2	

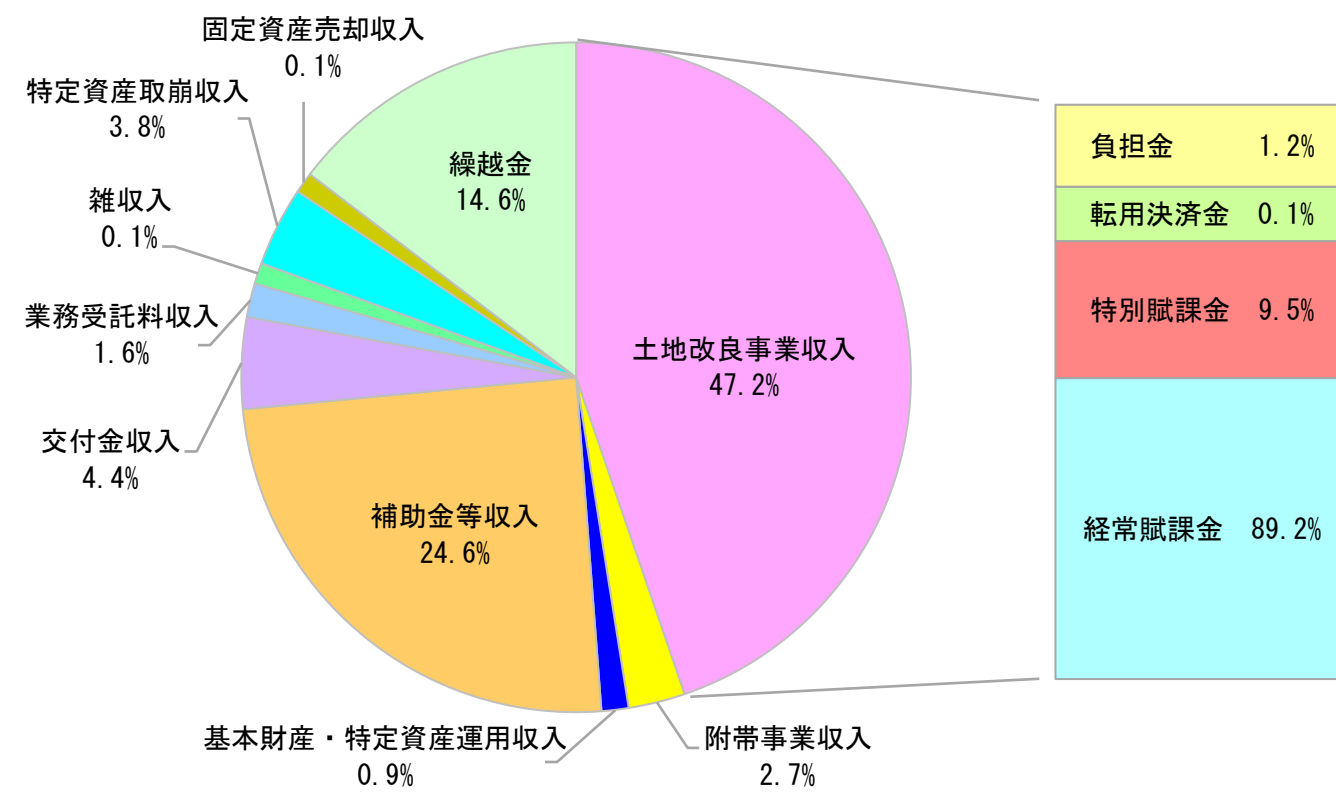
令和4年度 新潟北土地改良区収入支出予算

事業年度／令和4年4月1日～令和5年3月31日

(単位:円)

収 入

882, 767, 000円



支出科目	予算額	割合	附記
土地改良事業収入	416,698,000	47.2%	
経常賦課金収入	(371,707,000)		運営事務費・維持管理費
特別賦課金収入	(39,644,000)		借入償還金・県営及び国営事業分担金
転用決済金収入	(40,000)		
負担金収入	(5,307,000)		
附帯事業収入	24,116,000	2.7%	他目的使用料・手数料等
基本財産・特定資産運用収入	7,533,000	0.9%	土地賃借料・預金利息等
補助金等収入	217,149,000	24.6%	団体営ストマネ事業等
交付金収入	39,410,000	4.4%	適正化事業等
業務受託料収入	14,382,000	1.6%	濁川取水場管理事業
雑収入	976,000	0.1%	過年度賦課金等
特定資産取崩収入	33,794,000	3.8%	
固定資産売却収入	1,000	0.1%	
繰越金	128,708,000	14.6%	前年度繰越金

882,767,000円

令和4年度組合費の10a当り賦課額一覧表

(単位:円)

地区名	10a当り合計額		事務所費		地区維持管理費		地区揚水機費		地区事業償還金		事業負・分担金	
	田	畑	田	畑	田	畑	田	畑	田	畑	田	畑
大 沼 第 1 区	10,890	530	3,400		4,150	530	2,800				540	
大 沼 第 2 区	8,890	130	3,400		2,150	130	2,800				540	
大 沼 第 3 区	11,740	700	3,400		5,000	700	2,800				540	
大 沼 第 4 区	15,090	1,370	3,400		8,350	1,370	2,800				540	
大 沼 第 5 区	10,860	524	3,400		4,120	524	2,800				540	
大 沼 第 6 区	14,245	200	3,400		1,350	200	850		8,245		400	
大 沼 第 7 区	10,740	900	3,400		5,800	900	1,000				540	
大 沼 第 8 区	15,300	1,070	3,400		2,850	540	6,000		2,650	530	400	
飯 野 鼻 地 区	9,950	920	3,400		4,750	920	1,400				400	
福 島 潟 地 区	8,925	8,925	3,400	3,400	5,525	5,525						
堀 田 地 区	10,345		3,400		5,605		800				540	
県 圃 第 2 地 区	9,600	115	3,400		2,360	115	3,300				540	
第2区長場地区	6,925	300	3,400		2,985	300					540	
第2区浦木地区	6,925	300	3,400		2,985	300					540	
杓 子 潟 地 区	10,425	900	3,400		5,985	900	500				540	
上 土 地 亀 地 区	9,085	732	3,400		5,145	732					540	
下土地亀地区第3区	11,725	1,140	3,400		7,185	1,140	600				540	
下土地亀地区第4区	10,125	780	3,400		5,385	780	800				540	
長 浦 第 6 区	11,950	545	3,400		4,510	545	3,500				540	
平 林 地 区	7,425	400	3,400		3,485	400					540	
県 圃 第 3 地 区	10,850	2,625	3,400		2,410	125	2,000		2,500	2,500	540	
丸 池 地 区	12,975		3,400		6,435		3,000				140	
潟 堀 地 区	10,920	1,715	3,400		3,835	900	1,100		2,445	815	140	
縄 内 地 区	8,425	600	3,400		4,485	600					540	
大 久 保 地 区	11,125		3,400		4,835		2,350				540	
県 圃 地 区	9,750	105	3,400		2,310	105	3,500				540	
高 森 地 区	9,405		3,400		5,255		210				540	
高森新田地区	9,750	105	3,400		2,310	105	3,500				540	
岡 方 第 7 区	6,425	180	3,400		2,385	180	100				540	
三ッ森川原地区	18,090	3,585	3,400		2,860	325	6,600		5,090	3,260	140	

地区名	10a当り合計額		事務所費		地区維持管理費		地区揚水機費		地区事業償還金		事業負・分担金	
	田	畑	田	畑	田	畑	田	畑	田	畑	田	畑
葛塚県圃事業区												
第1工区	7,200	1,190	3,400		2,900	1,190	500				400	
第2工区	8,600	1,190	3,400		2,900	1,190	1,900				400	
棕新田事業区	10,900		3,400		7,100						400	
源兵衛分垂口 事業区	9,150		3,400		3,950		1,400				400	
葛塚第3事業区	10,275	2,045	3,400		5,075	2,045	1,400				400	
両村圃事業区												
東部用水	9,750	1,680	3,400		4,050	1,680	1,900				400	
〃 大沼郷	14,300		3,400		8,600		1,900				400	
六ヶ村用水	9,250	1,680	3,400		4,050	1,680	1,400				400	
〃 乗通郷	7,850		3,400		4,050						400	
葛塚郷地区	7,300	767	3,400		2,100	767	1,400				400	
嘉山前新田事業区	11,360	1,962	3,400		7,560	1,962					400	
木崎第1事業区	10,620		3,400		4,520		2,300				400	
木崎第2事業区	9,985		3,400		3,885		2,300				400	
放水路右岸地区	9,935		3,400		4,235		2,300					
木崎第3事業区	10,130		3,400		6,330						400	
放水路右岸地区 (国営加治川)	13,080		3,400		6,680				3,000			
放水路右岸地区	10,080		3,400		6,680							
木崎第4事業区	8,500		3,400		5,100							
木崎第5事業区	10,139		3,400		4,940				1,399		400	
木崎大沼事業区		5,100				5,100						
濁川第1事業費	7,400	450	3,400		3,600	450					400	
濁川第3事業費	4,400	600	3,400		600	600					400	
濁川第4事業費	7,800	490	3,400		4,000	490					400	
濁川第5事業費	5,500	220	3,400		1,700	220					400	
濁川第6事業費	5,500	260	3,400		1,700	260					400	
大沼地区 未区画整理地	6,740			1,700	1,700		2,800				540	
岡方地区 未区画整理地	4,875			3,400	1,335				0		140	

令和4年度事業計画

～土地改良事業の促進と実施状況～

新規事業計画

① 団体営基幹水利施設ストックマネジメント事業

- 【総事業費】 県圃第4号揚水機場:21,000千円 県圃第5号揚水機場:13,750千円
潟堀排水機場:13,000千円 笠柳揚水機場:77,000千円
- 【事業内容】 電気設備更新一式:県圃第4号揚水機場、県圃第5号揚水機場、笠柳揚水機場
水中ポンプ(着脱装置付)更新一式:潟堀排水機場
- 【負担率】 国 50%、県 25%、市 10%、農家 15%

☆ 新潟市からの補助金予定額:12,475千円



電気設備更新



水中ポンプ更新

② 団体営地域農業水利施設ストックマネジメント事業（機能保全計画）

- 【総事業費】 嘉山用水路・前新田用水路:7,500千円
笹山排水機場・新樋ノ入揚水機場・濁川東揚水機場・東名目所揚水機場:
15,500千円
- 【事業内容】 機能保全計画策定業務一式
- 【負担割合】 国 100%

③ 団体営水利施設等保全高度化事業（施設計画策定）

- 【総事業費】 820万円（嘉山前新田事業区）
- 【事業内容】 用水合理化計画調査設計(用排水系統調査、道路系統調査、計画減水深、
計画用水量、計画概要書添付図面作成)
- 【負担割合】 国 100%

④ 耕作条件改善事業

- 【事業期間】 令和4年度から令和6年度
- 【地区名】 新潟北第3地区
- 【総事業費】 定率助成:201,010千円
(R4年度79,610千円、R5年度61,900千円、R6年度 59,500千円)
定額助成:4,406千円(R4年度4,406千円)
- 【事業内容】 定率助成:用水路・排水路改修 定額助成:区画拡大・暗渠排水設置
- 【負担割合】 定率助成:国 50%、市 5%、地元 45% 定額助成:国 50%、施工者負担 50%

☆ 新潟市より補助金を受けて工事を実施しています。(R4年度 定率助成:3,980千円)

継続事業計画

① 国営加治川用水土地改良事業

- 【事業期間】 平成24年度から令和6年度
- 【当年度事業費】 26億5,000万円（総事業費：310億円）
- 【事業量】 ダム1箇所・頭首工3箇所改修、ため池1個新設、用水路21.2km改修、水管理施設一式
- 【負担割合】 一般施設：国 66.6%、県 17%、市 6%、農家 10.4%
基本施設（頭首工1,2）：国 66.6%、県 19%、市 8%、農家 6.4%

☆ 農家負担の軽減対策として、令和6年度まで事前積立をします。（10a当3千円）

② 県営阿賀野川右岸第1地区 かんがい排水事業と併せ行う農地防災排水事業

- 【事業期間】 平成21年度から令和9年度
- 【当区負担金】 550千円（当区施設総事業費：11億5,600万円）
- 【事業内容】 排水機場改修一式、 万十郎川排水路切替え工事一式
- 【負担割合】 かん排事業分：国 50%、県 25%、市 10%、農家 15%
農地防災事業分：国 55%、県 37%、市 8%、農家 0%

③ 県営阿賀野川右岸第3地区 かんがい排水事業と併せ行う農地防災排水事業

- 【事業期間】 平成26年度から令和6年度
- 【当区負担金】 福島潟2号排水機場：2,200万円
（当区施設総事業費：5億3,720万円）
放水路右岸排水機場：当年度計画予定なし
（当区施設造事業費：1億3,995万円）
- 【事業内容】 排水機場工事一式
- 【負担割合】 福島潟2号排水機場：国 52.94%、
県 32.07%、市 8.82%、農家 6.17%
放水路右岸排水機場：国 53.77%、
県 34.05%、市 8.49%、農家 3.69%



福島潟2号排水機場本体工

④ 県営福島潟地区農業用排水施設整備（かんがい排水「集積型」）事業

- 【事業期間】 令和2年度から令和8年度
- 【当区負担金】 9,700千円（総事業費：3億5,320万円）
- 【事業内容】 排水路工事一式
- 【負担割合】 国 50%、県 27.5%、市 10%、農家 12.5%

⑤ 県営新潟北地区農用地保全施設整備（地盤沈下対策）事業

- 【事業期間】 令和3年度から令和11年度
- 【当年度事業費】 89,700千円（総事業費：33億4,600万円）
- 【事業内容】 庵女川排水路工 L=2.1km（L型水路改修）、
仲右衛門川排水路工 L=1.5km（L型水路改修）
兼本溝排水路工 L=2.3km（L型水路改修）
内沼沖排水路工（内沼沖排水機場を含む）L=0.8km（耐圧ポリエチレンリブ管改修）
- 【負担割合】 国 55%、県 34%、市 11%、農家 0%

⑥ 県営長浦岡方地区農用地保全施設整備(湛水防除)事業

- 【事業期間】 令和3年度から令和27年度
【当年度事業費】 1億500万円(総事業費:18億1,400万円)
【事業内容】 **【1期】令和3年度～令和11年度**
長浦岡方排水機場一式
本溝支線排水路護岸工改修
【2期以降】令和12年度～令和27年度
本溝排水路護岸工改修
【負担割合】 国 55%、県 32%、市 13%、農家 0%



⑦ 県営葛塚地区農用地保全施設整備(湛水防除)事業

- 【事業期間】 令和3年度から令和8年度
【当区負担金】 8,200万円(当区施設総事業費:11億5,200万円)
【事業内容】 葛塚幹線排水路 L=2,410m(大型排水フリューム改修)
【負担割合】 国 55%、県 32%、市 13%、農家 0%

⑧ 県管理事業 阿賀野川頭首工維持管理事業

- 【事業期間】 平成元年度から恒久的(維持管理業務一式)
【当区分担金】 2,960万円(当年概算額:79,262千円)
【補助率】 国 40%、県 30%、新潟北土改ほか2土改 30%



⑨ 県管理事業 新井郷川排水機場維持管理事業

- 【事業期間】 昭和45年度から恒久的(維持管理業務一式)
【当区分担金】 30,372千円(新潟市より50%助成金あり)
【補助率】 国 50%、県 30%、新潟北土改ほか2土改 20%

⑩ 県管理事業 加治川沿岸関連事業

- 【事業期間】 恒久的(施設管理業務一式)
【当区分担金】 99千円

⑪ 水利施設管理強化事業(旧事業名:国営造成施設管理体制整備促進事業)

- 【事業期間】 平成30年度から令和4年度(対象施設:当区国県営造成施設 計60施設)
【当区分担金】 10,467千円
【補助率】 国 50%、県 25%、市 25%、農家 0%

⑫ 土地改良施設 維持管理適正化事業

- 【本年度加入施設】 県圃第8号補水機場(県圃第1工区パイプ灌漑区)、横土居揚水機場(木崎第4事業区)、葛塚排水機場(葛塚排水機場管理区)、大沼第2号揚水機場(水管理施設)、三ツ森川原揚水機場(三ツ森川原地区)
※既加入施設:19 合計24施設

⑬ 関連事業

・福島潟広域基幹河川改修(大規模)事業【事業主体:新潟県河川整備課】

- 【事業期間】 平成15年度から令和6年度
【負担割合】 国 55%、県 32%、市 13%、農家 0%
【事業内容】 築堤、樋門・ゲート設置、荒川・折居川護岸工事一式

・多面的機能支払交付金

- 【予算要望額】 農地維持支払:122,460,300円
資源向上支払(共同活動):69,152,004円
長寿命化:166,178,400円



☆ 3つの広域協定が統合し、新たに新潟北広域協定となりました。(57組織)

☆ 組合員の皆様へお願い ☆

こんなときは、届出が必要です！

- 地区内土地について、以下のような場合がありましたら、「**組合員資格得喪通知書**」の届出が義務付けられています。(土地改良法第43条第1項)
- 届出がない場合は、前組合員の名前で賦課が生じますので、変更の際は必ず届出をお願いします。

※登記・農業委員会への届出が済んでも当区への届出は必要です。

《主なる事由》

- 組合員がなくなれたとき
- 住所を変更したとき
- 経営移譲するとき
- 土地の売買や交換をしたとき
- 贈与するとき
- 農地を転用するとき
- 農地転用（宅地・駐車場等）等により、地区除外をする場合には、「**地区除外申請書**」の届出と決済金が必要になります。(土地改良法第42条第2項)
- 手続き方法等については、土地改良区へご確認ください。

用紙はホームページからもダウンロードできます。

記入方法など、ご不明な点があればお問い合わせください。

通報！これらは不法行為です！！



電化製品や農作物を用排水路など土地改良施設へ捨てる行為は、**不法投棄**です。
処分費用は、皆様の賦課金での負担になります。

公道に泥を放置することは、**交通を妨げる行為**になります。
必ず泥を落としてから、走行しましょう。



© 新潟県

退職(再任用職員)と新しい臨時職員の紹介

令和4年3月31日付けで定年退職となりました。同年4月1日から再任用職員(総務課専門員)として職務に勤めます。

風間 智 (前事務長)
高野 孝義 (前会計主任)

新しく臨時職員が入りました。よろしくお願いいたします。

石澤 由貴子 (令和3年10月11日採用)
徳吉 由実 (令和4年2月7日採用)
宮川 伸子 (令和4年4月1日採用)



賦課金の期限内納入にご協力下さい!!

◎納入期限 ※口座振替日と異なります。

第1期 令和4年 7月29日		
口座振替日	7月22日	県内金融機関
口座振替日	7月27日	県外金融機関 ゆうちょ銀行
第2期 令和4年 10月31日		
口座振替日	10月24日	県内金融機関
口座振替日	10月27日	県外金融機関 ゆうちょ銀行

☆ 便利な口座振替をご利用ください！

口座振替をご希望の方は、会計係までご連絡ください。
また、窓口で納入される方は、賦課金通知書を持参のうえ、当事務所または
下記の金融機関にて納入ください。

- ◆ 農業協同組合
新潟市農協：全 店 北越後農協：全 店
新潟かがやき農協：ささかみ支店・あがの支店・京ヶ瀬支店・新津支店・
亀田支店・横越支店
- ◆ 銀行等
第四北越銀行：全 店 新発田信用金庫：全 店
はばたき信用組合：豊栄支店
- ◆ ゆうちょ銀行

口座振替をご利用の方へ

賦課金領収済通知書の廃止について

これまで、口座振替をご利用の方へ「賦課金領収済通知書」を12月に郵送してきましたが、通帳の記帳制度と記録保存制度の普及や経費削減及び省資源化の推奨のため、令和4年度振替分から廃止させていただきます。
今後はお手数ですが、通帳の記録にて振替結果をご確認いただきますようお願いいたします。
なお、申告等で特別に領収証が必要な方には、別途対応いたしますので、会計係までご連絡ください。
皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。